

○島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱

平成 7 年 10 月 27 日

島根県告示第 849 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、その危険性を判定する島根県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対して引き続き安全に使用できるかどうかについて判定することをいう。

2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

(認定)

第 3 条 知事は、次の各号に掲げる要件の全てを満たした者を応急危険度判定士として認定することができる。

一 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士、建設業法（昭和 24 年法第 100 号）第 27 条第 1 項の規定による技術検定に合格した一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士（建築）、又は知事が判定士としての能力を有すると認めた者であること。

二 島根県内に住所又は勤務地を有すること。

三 知事が応急危険度判定士の認定のための講習として、あらかじめ指定した講習を終了していること。

四 応急危険度判定の作業に自発的に参加する意思があること。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、他の都道府県において地震被災建築物応急危険度判定士の認定を受けた者を応急危険度判定士として認定することができる。

3 知事は、応急危険度判定士として認定したときは、判定士認定台帳に登録するとともに、島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証（様式第 1 号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

4 登録証の有効期間は 5 年間とし、申請により更新することができる。

(認定の申請)

第 4 条 応急危険度判定士の認定を受けようとする者は、島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定（登録証更新）申請書（様式第 2 号）により知事に申請しなければならない。

2 登録証の更新の申請については、前項を準用する。

(登録証の携帯)

第 5 条 応急危険度判定士は、応急危険度判定のために建築物又は建築物の敷地に立ち入るときは、登録証を携帯しなければならない。

(変更の届出)

第6条 応急危険度判定士は、認定申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第7条 知事は、応急危険度判定士の申請により、必要があると認めるときは、登録証の再交付を行うものとする。

(認定の取消し)

第8条 知事は、第3条第1項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 建築士法第9条又は第10条第1項の規定による免許の取消しがあったとき。
- 二 他の都道府県で認定を受けたとき。
- 三 死亡したとき。
- 四 認定の取消しの申請があったとき。
- 五 知事が不適格と認めたとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消した場合には、判定士認定台帳への登録を抹消し、登録証を返納させるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定及び登録に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年1月16日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年10月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの規則による改正前の島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱の規定により交付されている島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証(以下「登録証」という。)は、この告示による改正後の島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱の規定により交付された登録証とみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の島根県地震被災建築物応急危険度

判定士認定要綱の規定により交付されている島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）は、この告示による改正後の島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱の規定により交付された登録証とみなす。